

令和7年12月8日

瀬戸内海協定・適合機関
競争力強化型機器等導入緊急対策事業
への申請に係る条件について

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

瀬戸内海協定・適合機関に関して、機器導入事業への申請条件は以下の通りです。

【導入指針】

経年劣化による燃費悪化が著しいエンジン（船内機）を同出力以下のエンジンに換装

【指標】

現在使用している被代替機器の瀬戸内海協定・適合機関が、製造より10年以上が経過した機器であること。

※管理銘板より製造年月を確認。

【例外措置】

上記指標の製造年月10年未満の場合、申請の被代替機器を主機として、1,500日以上の操業日数の実績が認められることで、製造より10年以上と同等でみなし、申請することができる。

※1,500日以上の操業日数については、組合長証明とする。

以上